令和 3 年 2 月 16 日

第 13380 号(火曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

目 次

示

○土地収用法に基づく事業の認定

○県道の区域の変更

 \bigcirc

○県道の供用の開始

○道路の占用を制限する区域の指定

(監 理 課) 1

(道路整備課) 3

司

同

○第48期石川県労働委員会委員候補者の推薦公告

(労働企画課)

○県営土地改良事業に係る換地処分公告 (農業基盤課)

○特定調達契約に係る入札公告

(競馬総務課)

6

告 示

4

石川県告示第36号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり 告示する。

令和3年2月16日

石川県知事 本 正 憲

1 起業者の名称

輪島市

2 事業の種類

禅の里交流広場(仮称)整備事業

- 3 起業地
- (1) 収用の部分

輪島市門前町走出六字地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたもの

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、輪島市門前町走出六字地内を起業地とする「禅の里交流広場(仮称)整備事業」(以下 「本件事業」という。)である。

本件事業は、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市 場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である輪島市(以下「起業者」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の 3第2項の普通地方公共団体である。

起業者は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、起業者は本件事業を 遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

令和3年2月16日(火曜日)

輪島市門前町は、輪島市の南西部に位置し、総面積158kmのうち山林が75%を占め、30.3kmの海岸線を有し、 能登半島国定公園に指定されている自然環境の豊かな地域である。平成18年2月1日に旧門前町と旧輪島市と が合併したことに伴い、旧門前町の町域が輪島市門前町となったものである。同町の人口の推移について、合 併時においては8,031人(3,377世帯)であったが、現在(令和2年4月1日時点)では5,296人(2,771世帯) と減少傾向にある。

同町は、門前地区、本郷地区、七浦地区、浦上地区、諸岡地区、黒島地区、阿岸地区、仁岸地区の8地区で 構成されている。そのなかでも輪島市街地から約20kmの距離に位置している門前地区は、同町の人口の約3割 が居住しており、輪島市門前総合支所(以下「総合支所」という。)などの公共施設や輪島市立門前東小学校 (以下「門前東小学校」という。) などの学校施設が集積され、同町唯一の商店街である總持寺通り商店街が立 地しており、さらには、全国に14,000余りの末寺と351万人の檀信徒を有する曹洞宗のかつての大本山であっ た諸嶽山總持寺祖院(以下「總持寺」という。)が立地し、その周辺には開祖瑩山禅師にゆかりのある史跡な どが点在しており、同町最大の観光資源となっているほか、總持寺をはじめとした観光資源や、同町の特産品 である門前そば、輪島市の市花である雪割草などの地域資源の魅力発信を目的とした「ぜんのきらめき」、「能 登雪割草まつり・門前そばの市」、地域の活性化を目的とした「輪島市民まつり總持寺会場」、「くしひ郷まつ り」などといった各種イベントが多数開催されており、県内外から多くの来訪者が訪れているなど、行政面・ 経済面において最も重要な役割を担っている地区である。

門前地区には、公共施設や学校施設、観光資源等が集積されている一方で、地域住民が憩いの場や交流の場 として利用でき、各種イベントの会場としても活用できる公園や広場等の施設が整備されておらず、各種イベ ントの準備や開催にあたっては、市道舘本市線のうち、総合支所前の一部の区間を通行止めにすることにより 会場となるスペースを確保している状況にある。このため、準備期間を含むイベント期間中においては、一般 車両の円滑な交通が阻害されることに加え、万が一災害が発生した際には、防災拠点となっている総合支所の 機能低下を招くことが危惧されている。

また、同町最大の観光資源となっている總持寺については、令和3年に開創700年を迎え、同年4月から令 和4年11月までの1年8カ月にわたり、全国から参拝に訪れる檀信徒に対する法要が執り行われることとなっ ており、当該法要の期間中、令和3年4月には14年にわたる能登半島地震復興事業の完了に伴う落慶法要が、 同年9月には總持寺の貫首により期間中最大の法要である大本山總持寺開創700年法要が執り行われることと なっている。さらに、令和6年には總持寺の開祖である瑩山禅師の700回大遠忌法要が予定されているなど、 今後、全国から多数の参拝者が見込まれているところである。

起業者としては、これを好機と捉え、古くから總持寺の守護神として奉られてきた櫛比神社や、加賀藩重臣 横山家の供養塔として建立された五輪塔など、他の観光資源も活用しながら、市外からの来訪者に対する魅力 発信を通じて、門前地区において年間を通した賑わいを創出し、ひいては同町全体の活性化を目指していると ころであるが、門前地区においては、観光等の情報発信拠点となる施設がなく、また、観光資源の周遊に際し て、休憩所等の施設もないことが課題となっている。

このような状況の中、現在、輪島市では、全国的に有名な伝統工芸品輪島途の産地である輪島市街地を「漆 の里」、かつての曹洞宗の大本山であった總持寺の門前町として形成された門前地区を「禅の里」、平清盛の義 弟である平時忠が始祖といわれる上時国家及び時國家が立地している町野地区を「平家の里」、竹で作られた 垣根である間垣によって特有の景観が形成されている西保地区を「間垣の里」として位置付け、第2次輪島市 総合計画や輪島市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地域資源の掘り起こしや魅力向上等により、雇 用創出や地域振興を目指しているところである。

門前地区における「禅の里」構想の実現に向けて、平成31年4月に地元区長や経済団体の代表者等で構成す る「禅の里づくり推進協議会」を設立し、交流・利便施設の不備や活気と賑わいの不足といった課題に対して、 「安心・安全・快適なまちづくり」と「交流と活力づくり」を目標に掲げ、多世代の人々が交流できる施設の 整備やイベント広場の設置、モデル回遊ルートの設定・整備と情報発信などが具体的施策として決定されたと ころである。

本件事業の完成により、多世代にわたる地域住民の憩いの場や交流の場となる公園が整備されることに加え て、地域資源の魅力発信や地域活性化を目的とした各種イベントの会場が確保されることとなり、「禅の里」 の安心・安全・快適なまちづくりに寄与するものである。

また、總持寺をはじめとした観光資源の周遊に際してのモデル回遊ルートの発着点となる情報発信拠点及び

休憩施設が整備されることとなり、来訪者と地域住民との交流や、「禅の里」の活力づくりにも資するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が動植物、埋蔵文化財等に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に規定する対象事業の要件には該当していない。また、本件事業の起業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されておらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)による保護のために特別な措置を講ずべき動植物も確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、

- (ア) 総合支所等の公共施設や門前東小学校等の学校施設、總持寺通り商店街などと近接した場所であること。
- (イ) 現在のイベント会場と近接した場所であること。
- (ウ) 公共交通機関によるアクセスが比較的良好であり、總持寺等の観光資源との徒歩での往来が可能な範囲内であること。

などの条件を全て満たす3箇所の候補地で比較検討した結果、社会的、技術的及び経済的な観点から総合的に 勘案すると、申請案は、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、多世代にわたる地域住民の憩いの場や交流の場、地域資源の魅力発信や地域活性化を目的とした各種イベントの会場、観光資源周遊に際しての情報発信拠点及び休憩施設などとして多目的に利用できる広場の整備が喫緊の課題となっていることから、安心・安全・快適なまちづくりや交流と活力づくりのため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲 についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を 充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

輪島市門前総合支所地域整備課

石川県告示第37号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。 なお、その関係図面は、令和3年2月16日から同年3月2日まで縦覧に供する。

令和3年2月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名		ì	道	路		の	区	域		関係図面の	
始 脉 石	変	更	の	区	間		旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所	
rt 2011 田 40	輪島市渋田町	丁子43番	1 地先	から			旧	4.67~26.66	136. 9	奥能登土木 総合事務所	
珠洲里線	輪島市渋田町ム2番1地先まで						新	12. 47~33. 50	136. 9	維持管理課	
))	輪島市渋田町	了子1018	番甲地	先から			旧	6.07~13.27	61.8		
	輪島市渋田町子1024番2地先まで						新	11.33~20.21	61.8	"	

石川県告示第38号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。 なお、その関係図面は、令和3年2月16日から同年3月2日まで縦覧に供する。

令和3年2月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦 覧 場 所
珠洲里線	輪島市渋田町子43番1地先から 輪島市渋田町ム2番1地先まで	令和3年2月16日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
IJ	輪島市渋田町子1018番甲地先から 輪島市渋田町子1024番2地先まで	II.	JJ

石川県告示第39号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。 なお、その関係図面は、令和3年2月16日から同年3月2日まで縦覧に供する。

令和3年2月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

ì	道路♂)種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所		
	1目 、		珠洲里線	輪島市渋田町子43番1地先から	奥能登土木総合事務所維持管理認		
	県 道	坏例生脉	輪島市渋田町ム2番1地先まで				
	JJ		,,	輪島市渋田町子1018番甲地先から	,,		
		"	輪島市渋田町子1024番2地先まで	"			

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを 除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな いと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年2月16日

公 告

第48期石川県労働委員会委員候補者の推薦公告

第47期石川県労働委員会の労働者委員及び使用者委員の任期が令和3年4月29日をもって満了となるので、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、労働組合及び使用者団体に対して次の要領によって次期委員候補者の推薦を求める。

令和3年2月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 推薦団体の資格

- (1) 労働者委員候補者を推薦できるものにあっては、石川県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。
- (2) 使用者委員候補者を推薦できるものにあっては、石川県内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその業務とし、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体であること。
- 2 被推薦者の資格

禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

3 推薦期間

令和3年2月16日(火)から同年3月10日(水)まで

- 4 推薦手続
 - (1) 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次に掲げる書類を石川県商工労働部労働企画課に提出すること。

なお、ウの証明書の交付を受けるためには、日時を要するので留意すること。

- ア 推薦書 (別記様式による。)
- イ 被推薦者の履歴書
- ウ 推薦に係る労働組合が、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働組合法施行令第21条 第3項に規定する石川県労働委員会の証明書
- (2) 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次に掲げる書類を石川県商工労働部労働企画課に提出すること。

ア 推薦書 (別記様式による。)

- イ 被推薦者の履歴書
- 5 委員候補者として推薦できる者の数 労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦は、これる

労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦は、それぞれ5人までとする。

6 その他

詳細についての問い合わせは、石川県商工労働部労働企画課(金沢市鞍月1丁目1番地 電話076-225-1531) へすること。

(別記様式)

令和 年 月 日

石川県知事様

事務所所在地 団 体 名 代表者職氏名

石川県労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、石川県労働委員会委員候補者として次の者を推薦します。

6 令和 3 年 2 月 16 日 (火曜日)

氏 名	生年月日	所属会社名及び地位	所属団体名及び地位	備考

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

令和3年2月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

事	業 名	地	区	(工]	区)	名		換地処分年月日
県営ほ場	整備事業	町屋		鳥	越	地	区	令和3年2月8日
(面的)	集 積型)	(鳥	越工	区)		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和3年2月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

金沢競馬場清掃業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

調達をする特定役務に関し、知事が入札説明書で指定する内容等であること。

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

金沢市八田町地内

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 令和2年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和2年石川県告示第120号)に基づき、競争入札参加者資格の審査においてAの等級に格付けされた者であり、かつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「ビル衛生管理法」という。)の規定に基づく都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営む者であること。
- (4) 業務責任者との連絡体制を完備している者であり、かつ、業務責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃に着

手できる者であること。

令和 3 年 2 月 16 日 (火曜日)

- (5) 業務責任者、作業責任者及び副作業責任者を専任で各1名以上配置できる者であること。
- (6) 清掃作業従事者の確保及び清掃器具の配備が可能である者であること。
- (7) ビル衛生管理法に規定する特定建築物又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院 (延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る。) の清掃業務を平成30年1月1日以後、12箇月以上継続して 誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札参加資格者確認申請書の提出期限及び提出場所

入札者は、入札参加資格者確認申請書に2(3)から(7)までの資格を証明できる書類を添付して、令和3年3月16日 (火) 午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求めら れた場合は、これに応じなければならない。

- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-3105 金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

電話番号 076-258-5761

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札説明会

実施しない。入札説明書について質問等がある場合は、文書により令和3年3月19日(金)午後5時までに(1) の場所に必着するよう提出すること。

(4) 入札書の受領期限

令和3年3月29日(月)午後2時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出 場所とする。)

(5) 開札の日時及び場所

令和3年3月29日(月)午後2時

石川県競馬事業局3階 会議室

- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札参加者資格審查

この入札に参加を希望する者は、4(4)の入札書の受領期限までに資格の審査を受けなければならない。ただし、 既に競争入札参加資格者決定通知を受けている者は、この限りでない。なお、資格の審査については、(4)の場所 で随時受け付けている。

(4) 競争入札参加者資格審査申請書の配布場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課庁舎管理グループ

電話番号 076-225-1261

(5) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった 者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると知事が判断した入札者であって、石川県財務規則(昭和38年石川県 規則第67号) 第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行っ たものを落札者とする。

- (8) この公告は、1(1)に係る予算が議会で議決されないときは、無効となる。
- (9) 手続における交渉の有無 無
- (10) その他詳細は、入札説明書による。
- 6 Summary
- (1) Nature of services required
 Cleaning of the Kanazawa racetrack
- (2) Contractual period
 From 1 April 2021 through 31 March 2022
- (3) Delivery place
 Kanazawa racetrack
- (4) Time limit of tender 2:00 p.m. 29 March 2021
- (5) Inquiry section regarding notice of tender Horserace administration Division Ishikawa Prefectural Government 1 Hatta-machinishi Kanazawa 920—3105 Japan TEL 076—258—5761